

企業繁栄のアドバイザー

# 未来税務会計ニュース

## 確定申告期限が4月16日までにになりました！！



新型コロナウイルスの影響により、3月16日だった確定申告期限が延長になり、所得税・消費税ともに4月16日までとなりました。同時に振替納税をされている方の振替納付日が延長されることとなり、申告所得税は5月15日(金)、個人事業者の消費税は5月19日(火)となっております。期日前に預金残高をご確認くださいませ。納税が出来るようにお願いします。

当事務所は、お陰様で皆様方のご協力・ご支援により3月16日までに完了しました。本当にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。書類等はお送りしておりますので、到着後ご確認の上疑問に思われた箇所などございましたらご説明させていただきますので何なりと気軽にお電話くださいませ。

## 祝蒲島知事当選！ありがとうございました

3月22日の投票ありがとうございました。皆様のご厚情、ご支援、ご協力のおかげで4期目の当選が確定しました。厚くお礼申し上げます。これで熊本地震の復興復旧が一段と進むものと確信しております。1日も早く完了することをご祈禱申し上げます。本当にありがとうございました。



## 新型コロナウイルスの経営安定対策 緊急融資のお知らせ



新型コロナウイルスによりお客様が減り売上が減少した場合には、政府の緊急融資制度がありますので別紙資料をご覧ください。借入金の借り換えも可能となっております。長期的な資金繰り対策としてご利用されますことお願い申し上げます。

## 未来を語り 未来を創り 未来に残す。

### 生命保険会社による資金繰り支援

生命保険会社各社より、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける契約者支援として、新規の契約者貸付(新規貸付)の利率引き下げによる利息免除がなされます。

	【大同生命】	【エヌエヌ生命】
対象契約者 (※1)	契約者貸付可能な 個人保険・個人年金保険 (変額保険を除く)のご契約者	全ご契約者(法人および個人) (変額保険・変額年金保険・ 一時払変額年金保険を除く)
金利	年利0.0%	年利0.0%
金利適用金額	契約者貸付限度額まで	契約者貸付限度額まで
金利適用期間	2020年2月18日~9月30日まで	2020年9月30日まで
受付期間	2020年2月18日~6月1日まで	2020年6月1日まで

(※1)中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づくセーフティネット保証制度指定案件(新型コロナウイルス感染症)の適用地域(全都道府県)の全てのご契約者。

### 新型コロナウイルスに関する相談窓口

経済産業省は、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける又は、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として下記の相談窓口を設置しました。

#### 【熊本県】

日本政策金融公庫 熊本支店	096-352-9155 / 096-353-6121
八代支店	0965-32-5195
商工中金熊本支店	096-352-6184
熊本県信用保証協会	096-375-2000
商工会議所	熊本・八代・荒尾・人吉・水俣・本渡・玉名・ 山鹿・牛深
熊本県商工会議所連合会	096-325-5161

#### 【鹿児島県】

日本政策金融公庫 鹿児島支店	099-223-2221 / 099-224-1241
川内支店	0996-20-2191
商工中金鹿児島支店	099-223-4101
鹿児島県信用保証協会	099-223-0271
商工会議所	鹿児島・川内・鹿屋・枕崎・阿久根・奄美大 島・南さつま・出水・指宿・いちき串木野・ 霧島
鹿児島県商工会連合会	099-226-3773

### 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

新型コロナウイルスに関する対応として小学校等が休業した場合等に、その小学校等に通う子供の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されました。

#### 【対象事業主】

①または②の子供の世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子供

②新型コロナウイルスに感染したまたは風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子供

#### 【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額×10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。

#### 【適用日】

令和2年2月27日~3月31日の間に取得した休暇

### 厚生年金保険料等の猶予制度

#### 1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6か月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより換価の猶予が認められる場合があります。

#### 2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと。
- ②事業主又はその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

※猶予が認められると、猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。

## 雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する『雇用調整助成金』に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とする特例が設けられました。

### 【特例内容】

- ・休業等の初日が令和2年1月24日～7月23日までの場合に適用
- ・休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能
- ・生産性指標の確認対象期間を3ヶ月から1か月に短縮
- ・雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比増加している場合も対象
- ・事業所設置後、1年未満の事業主も対象

### 【助成内容】

- ・助成率：中小企業 2/3
  - ・支給限度日数：1年間で100日（3年間で150日）
- 詳細は「厚生労働省 雇用調整助成金」で検索、または最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

## 時間外労働等改善助成金テレワークコース

「時間外労働等改善助成金」に新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規導入する中小企業事業主を対象とする特例コースが時限的に設けられます。

### 【助成内容】

下記取組に対し、補助率1/2（1企業当たりの上限額：100万円）の助成金が支給されます。

- ・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用
- ・就業規則・労使協定等の作成・変更
- ・労働管理担当者に対する研修
- ・労働者に対する研修、周知・啓発
- ・外部専門家によるコンサルティング 等

※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。

### 【主な要件】

- ・令和2年2月17日～5月31日の間に助成対象の取組を行うこと
- ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること

【申請期限】令和2年5月29日（金）

【問合せ先】テレワーク相談センター（0120-91-6479）

## 健康保険料率のお知らせ

令和2年4月納付分から、健康保険料率・介護保険料率が引上げられます。詳細HP (<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>)

### ○健康保険料率（熊本県）

給与・賞与の 10.18% R2.2（3月納付分迄）	→	給与・賞与の 10.33% R2.3（4月納付分から）
----------------------------------	---	-----------------------------------

### 健康保険料率（鹿児島県）

給与・賞与の 10.16% R2.2（3月納付分迄）	→	給与・賞与の 10.25% R2.3（4月納付分から）
----------------------------------	---	-----------------------------------

### ○介護保険料率（熊本県・鹿児島県）

給与・賞与の 1.73% R2.2（3月納付分迄）	→	給与・賞与の 1.79% R2.3（4月納付分から）
---------------------------------	---	----------------------------------

## ソリマチ会計王・給料王 なんでも無料相談会

当事務所お客様限定にて、ソリマチ製品ご使用中の疑問等、なんでも“無料”かつ“個別対応”でお答えします。※先着制

日時：令和2年4月11日（土）

場所：未来税務会計事務所3階会議室

時間：①10：00～11：00 ②14：00～15：00

メールでの申込となりますのでご注意ください！！

申込先：mirai2030-ide@memoad.jp 担当：出（イデ）



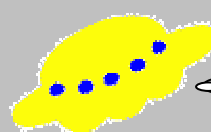
## 今月も無料個別相談会を開催します！

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日時：令和2年4月15日（水）

11：00～16：00の中での1時間

※先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。



チラシ配布希望者は  
担当者まで♪



企業シリーズ:276

## 熊本すいか研究所

皆様、スイカの時期が近づいてまいりました。

一般的にスイカといえば7月から8月に見かける夏の風物詩といったイメージかと思われそうですが、スイカの産地として有名な植木町のスイカの一番の旬の時期は4・5月であり、この時期の寒暖差を利用することで糖度の高いすいかを作ることができます。

今回ご紹介する【肥後の希】は肥料なども厳しい基準を設けており、中心部の糖度は12度～14度、側面部は12度～11度と高糖度のスイカとなっております。この高い糖度と食べた時の程よい歯ざわりが相まって極上の味わいとなっております。

全国配送も承っていますのでお気軽にお申し付けください♪



～あなたのスイカの概念変えて見せます～

※販売時期：4月初旬～6月中旬

特におすすめの時期は4月初旬～5月下旬です！

TEL:096-272-0129

FAX:096-272-0115

E-mail:takasima@mx52.tiki.ne.jp

（株高嶋商店内）

熊本すいか研究所



製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所  
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106  
Tel：096-368-2030 / Fax：096-368-4639  
<http://www.mirai-town.net/>